

第23回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第20回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和3年4月3日（土）

午後2時から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
- 3 本県における新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 営業時間短縮の協力要請等に伴う状況確認調査について
- 5 まん延防止等重点措置を実施すべき区域における取組

< 配 付 資 料 >

- 【資 料 1】新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- 【資 料 2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示
- 【資 料 3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新旧対照表）
- 【資料4-1】まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容
- 【資料4-2】飲食店を経営する事業者の皆様へ
- 【資 料 5】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）
- 【資 料 6】営業時間短縮の協力要請等に伴う対応について
- 【資 料 7】まん延防止等重点措置を実施すべき区域における取組
- 【参考資料1】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- 【参考資料2】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

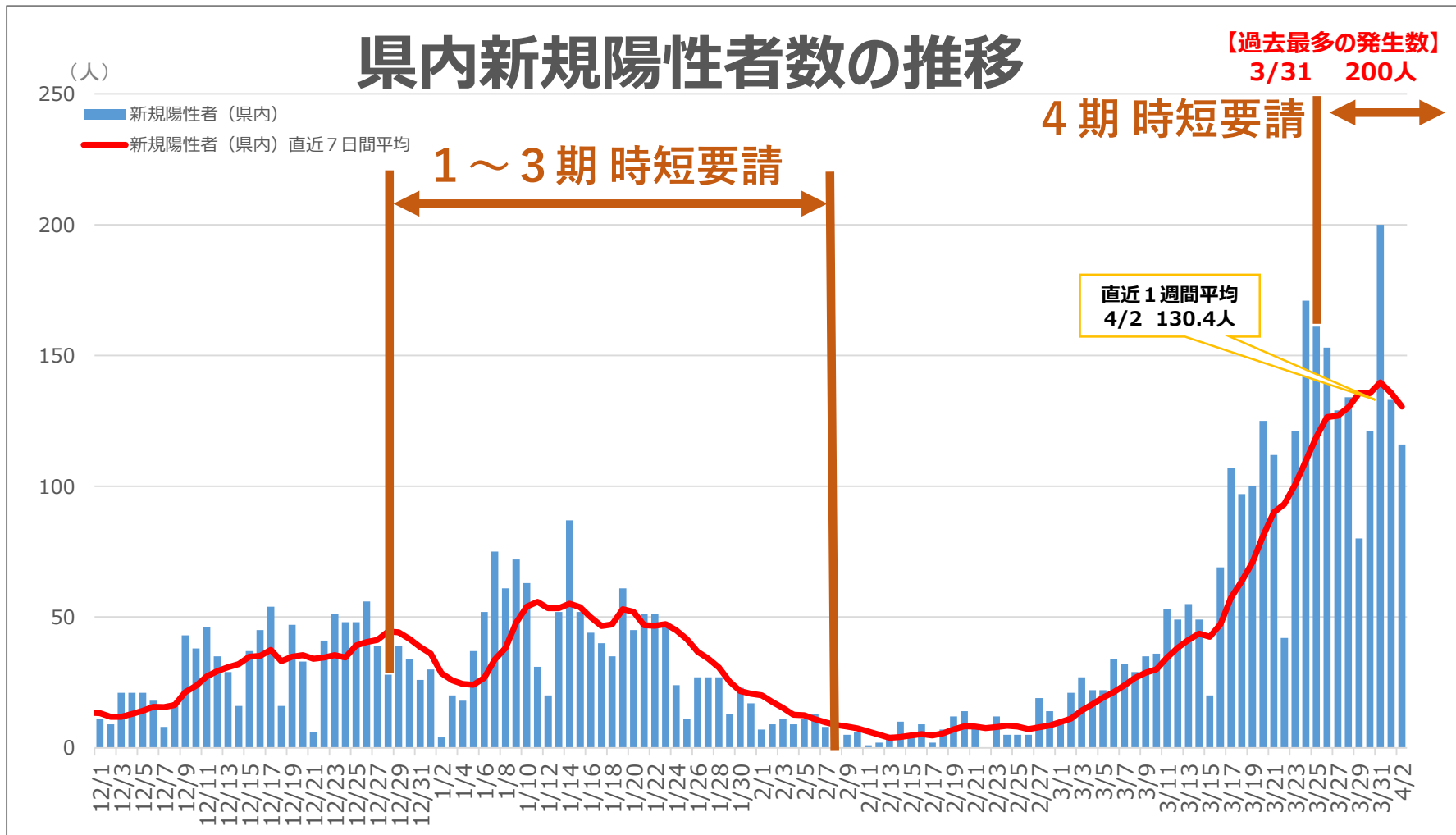
宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	(代理)企画部理事兼副部長 佐藤 謙一
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 伸	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
宮城県新型コロナウイルス 感染症医療調整本部	本部長	富永 悌二	東北大学病院 病院長
仙台市	危機管理局長兼 危機管理監	木村 洋二	

(敬称略)



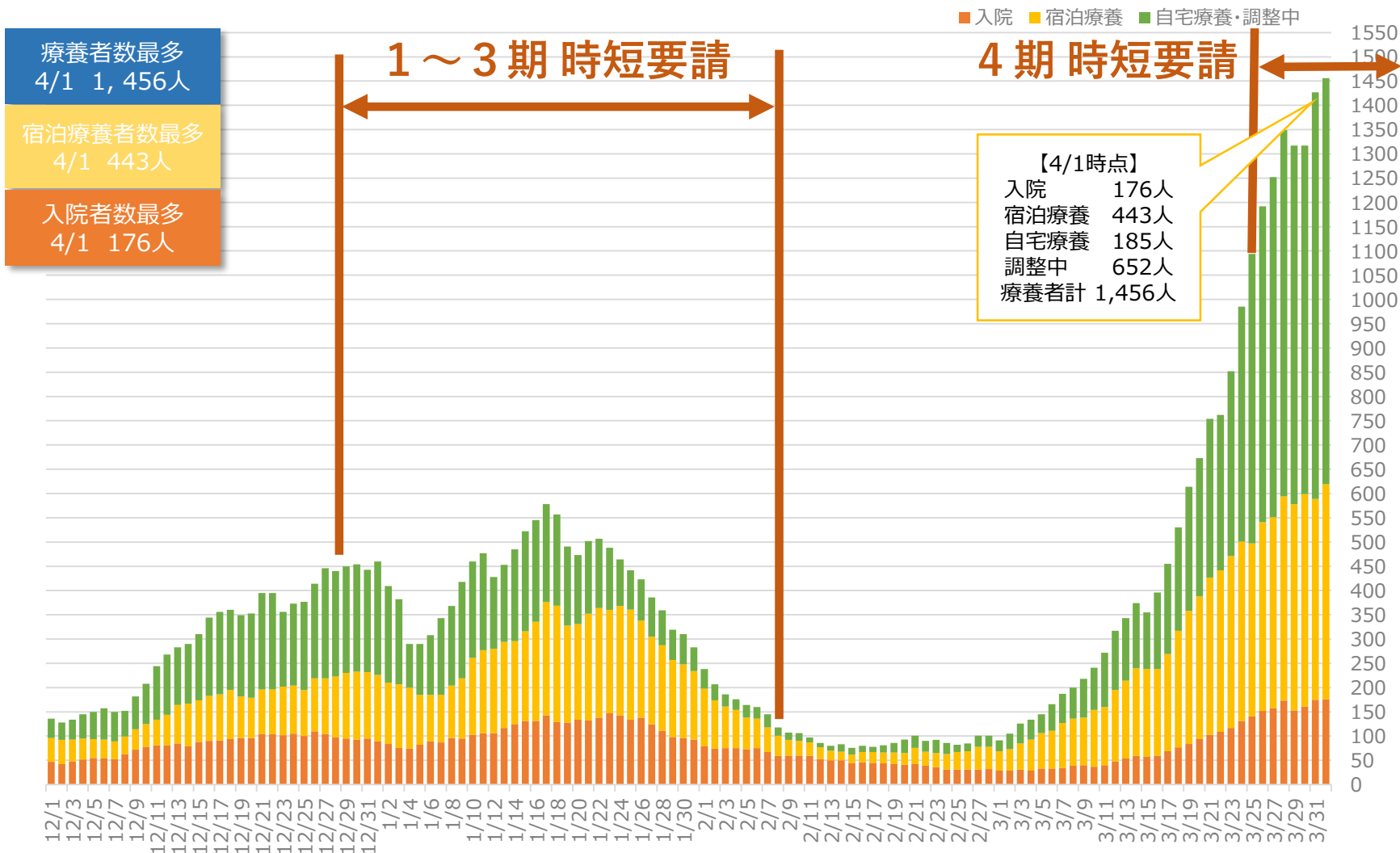
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
県内新規陽性者数 (一日当たり)	1 (1.0)	6 (0.2)	81 (2.7)	0 (0.0)	6 (0.2)	66 (2.1)	47 (1.5)	199 (6.6)	320 (10.3)	484 (16.1)	981 (31.6)	1218 (39.3)	214 (7.6)	2415 (80.5)	249 (124.5)	6,287 (15.8)
死亡者数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6	6	3	6	1	32

※公表日別に集計・令和3年4月2日現在

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（2）

宮城県 療養者数推移

(人)



施設における感染の状況（3月1日～3月20日公表分）

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.1	飲食店（接待を伴うもの）	3	
2	R3.3.2	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
3	R3.3.5	飲食店（接待を伴うもの）	7	○
4	R3.3.6	刑事施設	41	○
5	R3.3.7	飲食店（酒類を提供するもの）	8	○
6	R3.3.8	機械器具小売業	3	
7	R3.3.9	社会保険事業	10	○
8	R3.3.11	医療機関	3	
9	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
10	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
11	R3.3.14	飲食店（接待を伴うもの）	11	○
12	R3.3.15	事業サービス業	15	○
13	R3.3.16	医療機関	3	
14	R3.3.16	事業サービス業	14	○
15	R3.3.16	映像・音声・文字情報制作業	3	
16	R3.3.16	国家公務	9	○
17	R3.3.17	遊興施設	42	○
18	R3.3.17	高齢者施設	5	
19	R3.3.17	機械器具小売業	4	
20	R3.3.17	国家公務	4	
21	R3.3.18	飲食店（接待を伴うもの）	5	
22	R3.3.18	歯科診療所	4	
23	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	2	
24	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	3	
25	R3.3.20	高齢者施設	12	○
				計10件

仙台市以外

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.2	教育機関（小学校）	3	
2	R3.3.5	高齢者施設	11	○
3	R3.3.15	児童関連施設	3	
4	R3.3.17	保育施設	6	○
5	R3.3.17	製造業（運送用機械器具）	3	
6	R3.3.17	建設業（設備工事業）	4	
7	R3.3.18	国家公務	3	
				計2件

【業種・業態別公表数（再掲）】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	6	
飲食店（酒類を提供するもの）	4	
事業サービス業	2	
機械器具小売業	2	
医療機関	2	
国家公務	2	1
高齢者施設	2	1
歯科診療所	1	
刑事施設	1	
社会保険事業	1	
映像・音声・文字情報制作業	1	
遊興施設	1	
児童関連施設		1
教育機関（小学校）		1
保育施設		1
製造業（運送用機械器具）		1
建設業（設備工事業）		1
合計	25	7

施設における感染の状況（3月21日以降）

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.21	医療機関	3	
2	R3.3.21	家具・装備品製造業	23	○
3	R3.3.22	娯楽業	6	○
4	R3.3.22	高齢者施設	23	○
5	R3.3.23	保険業	4	
6	R3.3.23	飲食店（主に料理を提供するもの）	4	
7	R3.3.23	保育施設	15	○
8	R3.3.24	保育施設	6	○
9	R3.3.24	保育施設	4	
10	R3.3.25	医療機関	3	
11	R3.3.26	教育機関（高等学校）	13	○
12	R3.3.26	保育施設	4	
13	R3.3.26	情報サービス業	5	
14	R3.3.26	廃棄物処理業	3	
15	R3.3.28	専門学校	18	○
16	R3.3.28	宗教施設	4	
17	R3.3.29	設備工事業	8	○
18	R3.3.30	飲食店（接待を伴うもの）	8	○
19	R3.3.30	医療機関	5	○
20	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
				計10件

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.22	医療機関	7	○
2	R3.3.25	保育施設	5	
3	R3.3.25	教育機関（高等学校）	9	○
4	R3.3.25	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
5	R3.3.27	教育機関（中学校）	6	○
6	R3.3.28	サービス業（スポーツ関連）	11	○
7	R3.3.28	保育施設	3	
8	R3.3.30	保育施設	4	
9	R3.3.31	飲食店（酒類を提供するもの）	9	○
10	R3.3.31	幼稚園	3	
11	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	5	
12	R3.4.1	高齢者施設	3	
				計5件

仙台市以外

【業種・業態別公表数（再掲）】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	1	
飲食店（酒類を提供するもの）	1	3
飲食店（主に料理を提供するもの）	1	
サービス業	1	1
製造業	1	
医療機関	3	1
高齢者施設	1	1
娯楽業	1	
教育機関（中学校）		1
教育機関（高等学校）	1	1
専門学校	1	
幼稚園		1
保育施設	4	3
建設業（設備工事業）	4	
合計	20	12

受入可能病床数

	確保病床	
	全入院者	うち重症者
時点	4/1	4/1
使用率	65.2%	37.5%
実績 (使用病床数)	176床	9床
母数 (確保病床数)	270床	24床

医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標(新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

項目	【医療提供体制】				【監視体制】	【感染の状況】			
	①病床のひっ迫具合				②療養者数 (対人口10万人)	③陽性者数 /PCR検査件 数(最近1 週間)	④直近1週 間の陽性者 数(対人口 10万人)	⑤直近1週間 とその前1週 間の比	⑥感染経路 不明な者の 割合
	全入院者		重症患者						
	確保病床 使用率	確保想定 病床使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	確保想定 病床使用率 【重症患者】					
指標値	51.0%	39.1%	20.9%	13.8%	60.1人	12.3%	35.1人	0.9	57.5%
ステージⅢ の指標	25%	20%	25%	20%	15人	10%	15人	1	50%
ステージⅣ の指標		50%		50%	25人	10%	25人	1	50%

(参考1) 指標値算出のための実績値等

時点	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	3/26 ~4/1	3/26 ~4/1	3/26 ~4/1 3/19 ~3/25	3/20 ~3/26
実績	176床	176床	9床	9床	1385人	809人	809人	809人	515人
母数	345床	450床	43床	65床	2,306千人	6,596人	2,306千人	892人	895人

医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標

要請終了

要請4期

直近

日付	【医療提供体制】				②療養者数 対人口10万人	【監視体制】 ③陽性者数/ PCR検査件数 (最近1週間) %	【感染の状況】		
	①病床のひびき割合						④直近1週間の陽性者数 対人口10万人	⑤直近1週間 とその前1週間の比	⑥感染経路 不明な者の 割合
	全入院者		重症患者						
	確保病床使用率	確保想定病床使用率	確保病床使用率 【重症患者】	確保想定病床使用率 【重症患者】					
%	%	%	%	%	%	%			
ステージⅢの指標	25%	20%	25%	20%	15人	10%	15人	1	50%
ステージⅣの指標		50%		50%	25人	10%	25人	1	50%
R3.2.7	19.4% (▲2.3)	14.9% (▲1.8)	16.3% (+0.0)	10.8% (+0.0)	6.3人 (▲0.7)	1.8% (▲0.6)	2.6人 (▲0.7)	0.4 (▲0.1)	
R3.2.8	17.1% (▲2.3)	13.1% (▲1.8)	16.3% (+0.0)	10.8% (+0.0)	5.1人 (▲1.2)	1.7% (▲0.1)	2.6人 (▲0.1)	0.4 (+0.0)	
R3.2.9	17.4% (+0.3)	13.3% (+0.2)	16.3% (+0.0)	10.8% (+0.0)	4.6人 (▲0.5)	1.6% (▲0.1)	2.3人 (▲0.3)	0.5 (+0.0)	50.0%
R3.2.10	17.4% (+0.0)	13.3% (+0.0)	14.0% (▲2.3)	9.2% (▲1.5)	4.6人 (▲0.0)	1.5% (▲0.1)	2.1人 (▲0.2)	0.6 (+0.1)	
R3.2.11	17.1% (▲0.3)	13.1% (▲0.2)	14.0% (+0.0)	9.2% (+0.0)	4.2人 (▲0.4)	1.3% (▲0.2)	1.6人 (▲0.5)	0.4 (▲0.1)	
R3.2.12	15.4% (▲1.7)	11.8% (▲1.3)	16.3% (+2.3)	10.8% (+1.5)	3.7人 (▲0.5)	0.9% (▲0.4)	1.0人 (▲0.6)	0.3 (▲0.1)	
R3.2.13	14.5% (▲0.9)	11.1% (▲0.7)	11.6% (▲4.7)	7.7% (▲3.1)	3.5人 (▲0.3)	0.9% (+0.0)	1.0人 (▲0.0)	0.3 (+0.0)	
R3.2.14	14.5% (+0.0)	11.1% (+0.0)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.6人 (+0.1)	1.5% (+0.6)	1.4人 (+0.4)	0.5 (+0.2)	
R3.2.15	13.0% (▲1.4)	10.0% (▲1.1)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.3人 (▲0.3)	1.7% (+0.2)	1.4人 (+0.0)	0.6 (+0.0)	
R3.2.16	13.3% (+0.3)	10.2% (+0.2)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.5人 (+0.2)	1.8% (+0.1)	1.5人 (+0.1)	0.7 (+0.1)	48.1%
R3.2.17	13.0% (▲0.3)	10.0% (▲0.2)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.4人 (▲0.1)	1.9% (+0.1)	1.6人 (+0.1)	0.8 (+0.1)	(▲1.9)
R3.2.18	12.8% (▲0.3)	9.8% (▲0.2)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.5人 (+0.1)	2.0% (+0.1)	1.8人 (+0.2)	1.1 (+0.4)	
R3.2.19	12.2% (▲0.6)	9.3% (▲0.4)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	3.7人 (+0.2)	2.6% (+0.6)	2.3人 (+0.5)	2.3 (+1.1)	
R3.2.20	11.9% (▲0.3)	9.1% (▲0.2)	9.3% (▲2.3)	6.2% (▲1.5)	4.0人 (+0.3)	2.9% (+0.3)	2.6人 (+0.3)	2.7 (+0.4)	
R3.2.21	12.2% (+0.3)	9.3% (+0.2)	9.3% (+0.0)	6.2% (+0.0)	4.4人 (+0.3)	2.5% (▲0.4)	2.3人 (▲0.3)	1.7 (▲1.0)	
R3.2.22	11.3% (▲0.9)	8.7% (▲0.7)	9.3% (+0.0)	6.2% (+0.0)	3.9人 (▲0.5)	2.6% (+0.2)	2.5人 (+0.2)	1.8 (+0.1)	
R3.2.23	10.4% (▲0.9)	8.0% (▲0.7)	7.0% (▲2.3)	4.6% (▲1.5)	4.0人 (+0.1)	2.8% (+0.2)	2.4人 (▲0.1)	1.6 (▲0.2)	57.1%
R3.2.24	9.0% (▲1.4)	6.9% (▲1.1)	9.3% (+2.3)	6.2% (+1.5)	3.7人 (▲0.3)	2.7% (▲0.1)	2.4人 (▲0.0)	1.5 (▲0.1)	(+9.0)
R3.2.25	9.0% (+0.0)	6.9% (+0.0)	7.0% (▲2.3)	4.6% (▲1.5)	3.6人 (▲0.2)	2.8% (+0.1)	2.5人 (+0.1)	1.4 (▲0.1)	
R3.2.26	9.0% (+0.0)	6.9% (+0.0)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	3.7人 (+0.1)	2.7% (▲0.1)	2.4人 (▲0.0)	1.0 (▲0.3)	
R3.2.27	9.0% (+0.0)	6.9% (+0.0)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	4.4人 (+0.7)	2.9% (+0.2)	2.5人 (+0.0)	0.9 (▲0.1)	
R3.2.28	9.3% (+0.3)	7.1% (+0.2)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	4.4人 (+0.0)	3.2% (+0.3)	2.6人 (+0.2)	1.1 (+0.2)	
R3.3.1	8.4% (▲0.9)	6.4% (▲0.7)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	3.9人 (▲0.4)	3.4% (+0.2)	2.9人 (+0.2)	1.1 (+0.0)	52.6%
R3.3.2	8.4% (+0.0)	6.4% (+0.0)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	4.6人 (+0.6)	4.2% (+0.7)	4.1人 (+1.3)	1.7 (+0.6)	(▲4.5)
R3.3.3	9.0% (+0.6)	6.9% (+0.4)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	5.5人 (+0.9)	4.4% (+0.3)	4.6人 (+0.5)	1.9 (+0.2)	
R3.3.4	8.4% (▲0.6)	6.4% (▲0.4)	9.3% (+2.3)	6.2% (+1.5)	5.8人 (+0.3)	5.0% (+0.6)	5.5人 (+0.9)	2.2 (+0.3)	
R3.3.5	9.6% (+1.2)	7.3% (+0.9)	11.6% (+2.3)	7.7% (+1.5)	6.3人 (+0.5)	5.1% (+0.1)	5.8人 (+0.3)	2.4 (+0.2)	
R3.3.6	9.6% (+0.0)	7.3% (+0.0)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	7.2人 (+0.9)	5.8% (+0.7)	7.3人 (+1.5)	2.9 (+0.6)	
R3.3.7	9.9% (+0.3)	7.6% (+0.2)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	8.1人 (+0.9)	6.3% (+0.5)	8.2人 (+0.9)	3.1 (+0.1)	
R3.3.8	11.3% (+1.4)	8.7% (+1.1)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	8.7人 (+0.6)	6.5% (+0.3)	8.7人 (+0.6)	3.0 (▲0.0)	
R3.3.9	11.6% (+0.3)	8.9% (+0.2)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	9.5人 (+0.8)	6.3% (▲0.2)	8.5人 (▲0.2)	2.1 (▲1.0)	52.7%
R3.3.10	10.7% (▲0.9)	8.2% (▲0.7)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	10.4人 (+1.0)	7.1% (+0.8)	9.5人 (+1.0)	2.1 (▲0.0)	(+0.0)
R3.3.11	11.6% (+0.9)	8.9% (+0.7)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	11.8人 (+1.3)	8.1% (+1.0)	11.3人 (+1.8)	2.1 (▲0.0)	
R3.3.12	13.9% (+2.3)	10.7% (+1.8)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	13.7人 (+2.0)	8.4% (+0.4)	12.3人 (+1.0)	2.1 (+0.1)	
R3.3.13	15.7% (+1.7)	12.0% (+1.3)	11.6% (+0.0)	7.7% (+0.0)	14.8人 (+1.1)	9.1% (+0.7)	12.9人 (+0.7)	1.8 (▲0.4)	
R3.3.14	17.1% (+1.4)	13.1% (+1.1)	14.0% (+2.3)	9.2% (+1.5)	16.2人 (+1.3)	9.0% (▲0.1)	12.8人 (▲0.1)	1.6 (▲0.2)	
R3.3.15	16.5% (▲0.6)	12.7% (▲0.4)	14.0% (+0.0)	9.2% (+0.0)	15.4人 (▲0.8)	8.9% (▲0.1)	14.1人 (+1.3)	1.6 (+0.0)	
R3.3.16	17.4% (+0.9)	13.3% (+0.7)	9.3% (▲4.7)	6.2% (▲3.1)	17.1人 (+1.8)	10.1% (+1.3)	17.6人 (+3.5)	2.1 (+0.4)	59.2%
R3.3.17	20.0% (+2.6)	15.3% (+2.0)	9.3% (+0.0)	6.2% (+0.0)	19.7人 (+2.6)	11.2% (+1.0)	20.1人 (+2.5)	2.1 (+0.1)	(+6.5)
R3.3.18	22.3% (+2.3)	17.1% (+1.8)	9.3% (+0.0)	6.2% (+0.0)	22.7人 (+3.0)	10.9% (▲0.2)	21.4人 (+1.3)	1.9 (▲0.2)	
R3.3.19	24.3% (+2.0)	18.7% (+1.6)	7.0% (▲2.3)	4.6% (▲1.5)	26.4人 (+3.6)	11.4% (+0.5)	24.6人 (+3.2)	2.0 (+0.1)	
R3.3.20	27.2% (+2.9)	20.9% (+2.2)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	29.0人 (+2.6)	12.4% (+0.9)	26.5人 (+1.9)	2.1 (+0.0)	
R3.3.21	29.9% (+2.6)	22.9% (+2.0)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	32.5人 (+3.6)	12.3% (▲0.1)	28.2人 (+1.6)	2.2 (+0.1)	
R3.3.22	31.6% (+1.7)	24.2% (+1.3)	4.7% (▲2.3)	3.1% (▲1.5)	32.9人 (+0.4)	12.6% (+0.3)	29.7人 (+1.5)	2.1 (▲0.1)	
R3.3.23	33.9% (+2.3)	26.0% (+1.8)	4.7% (+0.0)	3.1% (+0.0)	36.9人 (+3.9)	13.9% (+1.3)	33.4人 (+3.7)	1.9 (▲0.2)	
R3.3.24	38.0% (+4.1)	29.1% (+3.1)	4.7% (+0.0)	3.1% (+0.0)	42.6人 (+5.8)	13.8% (▲0.1)	36.0人 (+2.6)	1.8 (▲0.1)	57.5%
R3.3.25	40.9% (+2.9)	31.3% (+2.2)	7.0% (+2.3)	4.6% (+1.5)	47.4人 (+4.7)	14.4% (+0.6)	38.7人 (+2.6)	1.8 (+0.0)	(▲1.6)
R3.3.26	44.1% (+3.2)	33.8% (+2.4)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	51.6人 (+4.2)	13.8% (▲0.6)	38.8人 (+0.1)	1.6 (▲0.2)	
R3.3.27	45.5% (+1.4)	34.9% (+1.1)	7.0% (+0.0)	4.6% (+0.0)	54.2人 (+2.6)	13.6% (▲0.2)	40.8人 (+2.0)	1.5 (▲0.0)	
R3.3.28	50.1% (+4.6)	38.4% (+3.6)	23.3% (+16.3)	15.4% (+10.8)	58.4人 (+4.2)	13.7% (+0.2)	41.5人 (+0.7)	1.5 (▲0.1)	
R3.3.29	44.3% (▲5.8)	34.0% (▲4.4)	23.3% (+0.0)	15.4% (+0.0)	57.0人 (▲1.4)	13.1% (▲0.6)	40.9人 (▲0.6)	1.4 (▲0.1)	
R3.3.30	46.7% (+2.3)	35.8% (+1.8)	23.3% (+0.0)	15.4% (+0.0)	57.0人 (+0.0)	13.0% (▲0.2)	41.1人 (+0.1)	1.2 (▲0.1)	
R3.3.31	50.7% (+4.1)	38.9% (+3.1)	23.3% (+0.0)	15.4% (+0.0)	61.8人 (+4.8)	13.4% (+0.4)	40.6人 (▲0.4)	1.1 (▲0.1)	
R3.4.1	51.0% (+0.3)	39.1% (+0.2)	20.9% (▲2.3)	13.8% (▲1.5)	60.1人 (▲1.7)	12.3% (▲1.1)	35.1人 (▲5.6)	0.9 (▲0.2)	

※R3.4.2時点

宮城県・仙台市 緊急事態宣言発令中

期間：3月18日から5月5日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

【要請期間】 4月5日～5月5日

【対象区域】 県内全域

宮城県・仙台市 緊急事態宣言 5月5日まで延長

●県民への要請（県内全域）

- 不要不急の外出や移動を自粛すること。
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（第31条の6第2項）
- 歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること

1

●イベントの開催についての要請（県内全域）（特措法第24条第9項）

※県主催・共催のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウスナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

2

● 飲食店への要請（仙台市内） ※県有施設を含む

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第31条の6第1項）

期間	令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時まで
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

【その他の要請】（特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項）

要請内容	<p>《特措法第31条の6第1項に基づくもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p>《特措法第24条第9項に基づくもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）
------	---

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➢ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

3

● 飲食店への要請（仙台市を除く県内全域） ※県有施設を含む

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第24条第9項）

期間	令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時まで
対象施設	<p>（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

【その他の要請】（特措法第24条第9項）

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）
------	--

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➢ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

4

●その他の施設への感染拡大防止の協力依頼（仙台市内） ※県有施設を含む

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ※法に基づかない任意の協力のお願い ○入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気 ○業種別ガイドラインの遵守
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

5

●事業者への要請（県内全域）

- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

●大学等への要請（県内全域）

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

6

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請等の概要

対象区域	仙台市 特措法第31条の6に基づく まん延防止等重点措置	仙台市を除く県内全域 特措法第24条第9項に基づく要請
対象期間	令和3年4月5日（月）午後8時から 令和3年5月6日（木）午前5時	令和3年4月5日（月）午後9時から 令和3年5月6日（木）午前5時
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） 入場する者の整理等，マスク着用の周知，感染防 止措置を実施しない者の入場の禁止等	午前5時から午後9時までの時間短縮営業
命令・過料	上記要請について，正当な理由が無く応じないとき ➤ 要請に係る措置を講じるよう命じることができる ➤ 命令に違反したときは，20万円以下の過料	—
その他	上記の営業時間以降，飲食店にみだりに出入りしな いよう，住民に対して要請	—

仙台市内

※ このご案内は、令和3年3月15日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を仙台市から発行されている事業者の方を対象に送付しております。

仙台市内における飲食店を経営する事業者の皆様へ

宮城県内においては、3月に入ってから仙台市内を中心に急激に新型コロナウイルス感染者数が増加する事態となったことから、3月18日に宮城県と仙台市による独自の緊急事態宣言を行うとともに、仙台市全域の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、3月25日午後9時から4月12日午前5時まで営業時間短縮の協力要請を行ってまいりました。しかし、その後も感染拡大が止まらず、医療提供体制のひっ迫が極めて深刻な状態となったことから、4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、仙台市を対象に「まん延防止等重点措置」を実施することになりました。

つきましては、現在行っている営業時間の短縮要請を4月5日午前5時をもって終了し、対象施設を飲食店全般に拡大し、時間を1時間繰り上げた上で、4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時まで、営業時間短縮の協力要請を行うことといたしました。

現在行っている営業時間短縮要請が4月5日午前5時で終了となることから、協力金につきましては、この期間（3月25日午後9時から4月5日午前5時まで）について要請に全面的に御協力いただいた方に対し、この期間に係る分（11日分、1店舗当たり44万円）を支給することとし、4月5日午後8時から5月6日午前5時まで行われるまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、別途支給いたします。

なお、まん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、前回までの協力金の額（1日1店舗当たり4万円）を最低金額として、事業規模（売上高）に応じて段階的に支給いたします（※上限あり。また、大企業は最低金額なし。）。また、感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の総額も変更いたしますので、あらかじめ御了承願います。

現在の感染状況はまさに危機的な状況であり、宮城県、仙台市では、まん延防止等重点措置の期限である5月5日までには何としてもこれを抑え込みたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましても、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年4月3日

宮城県知事 村井 嘉浩
仙台市長 郡 和子

〈お問い合わせ先〉

- ・ 時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-211-2332
- ・ 3月25日から4月5日分までの協力金につきましては、4月12日（月）から受け付けを開始する予定です。4月5日分までの協力金の受付方法や5月6日までのまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請に係る協力金の詳細につきましては、仙台市のホームページ等で後日発表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき、仙台市全域の飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

1	対象期間	令和3年4月5日(月) 午後8時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで
2	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店（カラオケ店等含む。） ※従前より、午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は要請対象外（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。）
3	対象区域	仙台市全域
4	要請内容	午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮営業 ※酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。

- 時短要請相談窓口：022-211-2332 【受付時間9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策を実施願います。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時までの時短要請に全面的にご協力いただいた場合は協力金を支給いたします。

支給額

①中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以内・・・4万円/日×31日（124万円）
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円～25万円・・・（1日当たりの売上高の4割）×31日
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上・・・10万円/日×31日（310万円）
- ※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

②大企業

- ・（前年度又は前々年度と今年度の1日当たり売上高の減少額）×4割×31日（上限620万円）

- ※ 感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更となります。
- ※ 従前より、午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに短縮すれば協力金が支給されます。）
- ※ 売上高の具体的な算出方法などを含め、協力金についての詳細は、仙台市のホームページ等で後日発表させていただきます。

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。
ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。
宮城県ホームページ [Q 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター](#) で検索



○お問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課
電話：022-211-2643（ホームページをご覧になれない方も、こちらにお問い合わせください）

宮城県内（仙台市を除く）

※ このご案内は、令和3年3月31日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を宮城県から発行されている事業者の方を対象に送付しておりますが、以下に記載している協力要請及び協力金の対象は、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店のみとなりますので、ご注意願います。

宮城県内（仙台市を除く）における 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の事業者の皆様へ

宮城県内においては、3月に入ってから仙台市内を中心に急激に新型コロナウイルス感染者数が増加する事態となったことから、3月18日に宮城県と仙台市による独自の緊急事態宣言を発するとともに、仙台市全域の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、3月25日午後9時から4月12日午前5時まで営業時間短縮の協力要請を行ってまいりました。

しかし、その後も県全体において感染拡大が止まらず、医療提供体制のひっ迫が極めて深刻な状態となったことから、4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、仙台市を対象に「まん延防止等重点措置」を実施することになりました。

このため、仙台市以外の地域についても、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の皆様を対象とし、4月5日（月）午後9時から5月6日（木）午前5時まで、営業時間短縮の協力要請を行うことといたしました。

なお、県と市町村が連携し、今回の4月5日（月）午後9時から5月6日（木）午前5時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合、1施設あたり124万円（1日4万円×31日間分）の協力金を支給いたします。ただし、感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の額も変更いたしますので、あらかじめ御了承願います。

現在の感染状況はまさに危機的な状況と言えます。これを乗り越えるため、宮城県といたしましても全力で対応してまいりたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましても、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年4月3日

宮城県知事 村井 嘉浩

《お問い合わせ先》

- ・時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-211-2332
- ・協力金に関するお問い合わせ先は、各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、宮城県内（仙台市を除く）の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第5期）について

1	対象期間	令和3年4月5日(月) 午後9時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで
2	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設 ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む) ※ただし従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、要請対象外
3	対象区域	宮城県内（仙台市を除く）
4	要請内容	午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業

- 時短要請相談窓口：022-211-2332 【受付時間9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策を実施願います。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時までの時短要請に全面的にご協力いただいた場合は協力金を支給いたします。

支給額：1施設当たり124万円（1日当たり4万円×31日間）

- ※ 従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。
- ※ 感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。
- ※ 協力金の申請受付、支給についての詳細は、各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。
ポスターの入手方法は、同封した「宮城県新型コロナ対策実施中ポスターの入手方法について」をご覧ください。

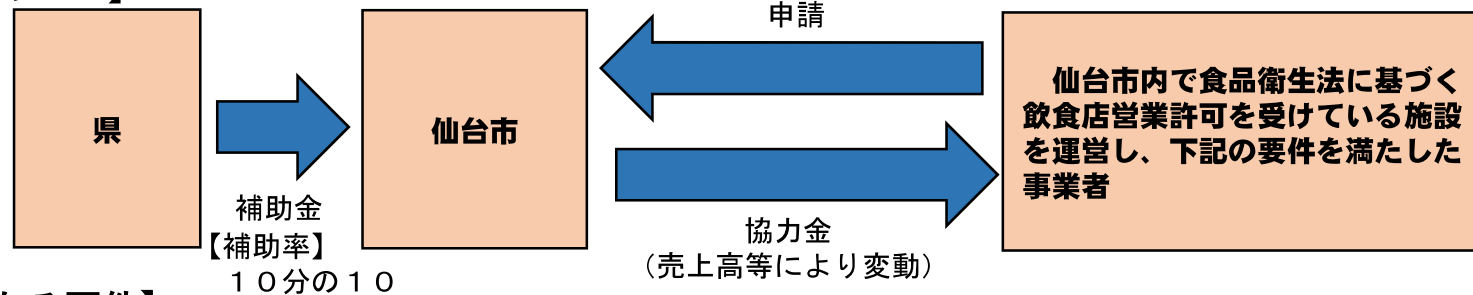
○お問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課
電話：022-211-2643

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（仙台市適用分 令和3年4月5日午後8時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。
- ※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
- ※感染状況によっては、5月6日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	4万円/日	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可
 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×31日間となります。
 ※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

※R3.3.25～R3.4.12までの営業時間短縮要請に伴う協力金支給の変更点

	要請期間	支給額
変更前	R3.3.25～R3.4.12 (18日間)	72万円 (4万円/日)
変更後	R3.3.25～R3.4.5 (11日間)	44万円 (4万円/日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

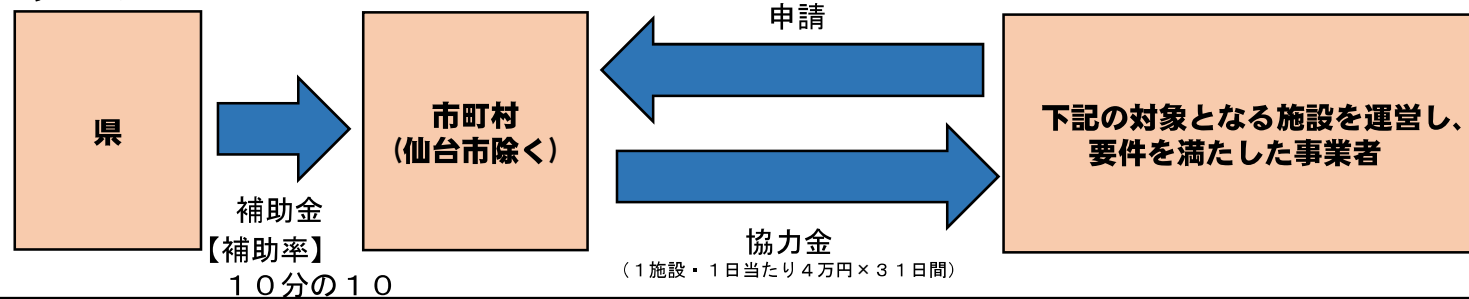
（仙台市以外市町村適用分 令和3年4月5日午後9時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市以外の市町村全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設・1日当たり4万円×31日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

営業時間短縮の協力要請等に伴う対応について

1 宮城県・仙台市緊急事態宣言発令（3月18日）

①飲食店での感染拡大防止チラシ・ポスター公表（3月17日）

対象地域：県内全域

- ・民間企業の協力により社員や取引先等へ配布（3月18日～当面）。
協力企業15社，配布枚数約43,000枚
- ・JR仙台駅前での呼びかけ活動（3月18日・4月2日） など

②集中PCR検査実施（3月25日～4月中旬）

対象地域：仙台市内（国分町，一番町，中央）

- ・対象：飲食店約3,000件
- ・3月25日から個別通知発送。申込期限4月2日。

③時短協力状況確認調査（実態調査）（3月30日～4月2日）

対象地域：仙台市内（国分町，一番町，中央）

- ・県及び仙台市職員で対応。

2 まん延防止等重点措置適用（4月5日）

①時短協力状況確認調査（実態調査）（重点措置期間）

対象地域：県内全域

- ・県及び市町村職員で対応。

○仙台市全域

対象施設：全ての飲食店

要請内容：午前5時から午後8時までの営業時間短縮

○仙台市以外

対象施設：酒類を提供する飲食店

要請内容：午前5時から午後9時までの営業時間短縮

②ガイドライン遵守徹底のための見回り調査（重点措置期間）

対象地域：仙台市全域

仙台市全域で，次の内容を確認する訪問調査を実施。

- ・アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底 など

③「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」の申請書類配布

対象地域：県内全域

対象店舗へ約9,000部送付。

1 高齢者施設の職員等への検査

- 4月から6月までの間、毎週1回程度、入所型の高齢者施設等の職員を対象にした行政検査を実施します。
- 高齢者施設等での感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施します。

3 モニタリング検査

- 歓楽街、駅、大型集客施設、大学、企業など、感染の拡大を早期に探知できると考えられる場所でモニタリング調査を実施し、感染再拡大の端緒をとらえて早期対応につなげます。
- 実施時期 令和3年4月～ ※調整中

2 感染発生時の対応

- 感染症を専門とする医師等で構成される感染制御支援チームや、介護職員等の応援職員を派遣し、感染拡大防止や業務継続を支援します。

4 歓楽街等での集中的PCR検査

- 陽性者が多数確認されている地域の飲食店従業員を対象に集中的なPCR検査を実施し、飲食店の安全・安心を確保します。※令和3年3月から実施している取組を強化して実施
- 対象者 仙台市内中心市街地の飲食店3,000件
- 実施時期 令和3年3月～（実施継続）